

平成21年度地球温暖化対策推進事業費補助金交付決定通知書

実施事業者 エスコシステム株式会社

平成22年10月18日付で交付申請のあった平成21年度地球温暖化対策推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成22年11月17日

環境大臣 松本 龍 印



記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成22年10月18日付交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。
事業に要する経費 金 70,200,000 円 交付決定額 金 20,000,000 円
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成22年10月18日付交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業実施者は、適化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱（平成22年3月12日環地温発第100312002号）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成22年12月 1日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。